

# 回覧

令和元年7月8日

澄川第4町内会  
会長 渡邊高彦

## 澄川第4町内会の皆さん

安心して安全な町内会をめざし

当町内会は、「皆が健康で豊かな気持ちで一生過ごせる安心な町内を目指す」を理念とし、その実現に向け皆さまのご協力を頂き活動を行っております。前回5月末に“防犯カメラ設置について”ご意見を頂きたい旨の回覧を回付いたしました。

本日は、その結果に基づきもう少し詳しい内容の回覧を回付いたしますので、ご熟読頂きご意見・ご提案をお寄せいただきたくお願いいたします。

「安心して安全な町内会」実現にむけ、皆さま方のご理解とご協力をお願いいたします。

以上

令和元年7月

## 澄川第四町内会に

お住まいの皆様へ

澄川第四町内会  
会長 渡邊高彦

### 令和元年度に防犯カメラ設置に対する住民の声をお聞かせください

令和元年度の総会で設置検討を表明しその後関係機関の指導を受け、6月に町民の皆様へ回覧で町内会の考え方を示した所です。

その後三役会・ブロック別班長会議を開催し趣旨説明を行い事業内容のご理解を得て参りました。

本事業は札幌市の助成事業で取り組むことから、設置後反対の声が多く出され撤去という事態が発生すると補助金返還という状況を引き起こすこととなり、慎重に進める必要があります。

6月の回覧で2人の方から問題との指摘意見が有りました。

札幌市の助成事業での防犯カメラ設置については令和2年度末迄有り町内会としては、「安心して安全な街づくり」の為に令和元年度事業として取組むたいと考えており、地域での合意形成が必要であり再度意見を聞く必要があると考え今回回覧で意見を求めます。

#### 町民の疑問に対しての町内会の考え

##### 1・犯罪が無いのに何故防犯カメラ設置なのか又時期尚早では

澄川第四町内会で平成30年度別紙地図の×印の場所で犯罪が発生（南警察署の情報）

又最近不審者が出没し町民から不安の声が寄せられております。

＊澄川地区の事件内容

公然わいせつ・声掛け・痴漢等で45件・自転車盗難車上狙い40件・万引き15件  
詐欺2件その他36件合計138件

＊澄川第四町内会

公然わいせつ2件・つきまとい1件・声掛け1件、自転車盗難車上狙いなど 31件

又令和元年度に入り日本全国で巨悪な犯罪が発生しておりその場合防犯カメラ設置されている事が功を奏し、早期事件解決がはかられております。

以上の点から町内会としても犯罪の抑止の為に早急な設置で取り組むたいと考えております。

##### 2・設置費用はどうなっているのか

補助事業で進める為、既に設置した町内会（平成30年度29か所設置）の内容に照らし町内会入札等を行い慎重に進めて参ります。

現在の状況

＊防犯カメラ及び設置費用1台160,000円 4台で640,000円

（全額札幌市の助成事業金を充当）

\*付帯費用（共架料・電気料・保険料）年間4台で35,000円（町内会負担）

3年後保守料32,000円が追加（町内会負担）

\*設置から3か年は年間35,000円、4年目からは年間67,000円が見込まれます。  
防犯関係費用は、街路灯のLED化により電気代が減少しており一般財源支出は問題ありません。

### 3・本事業はそもそも行政機関が行うべき事業では

行政としては受益者負担の原則で、札幌市では平成29年に一市民の多額の寄付金を受領、犯罪の抑止の観点から創設されたものです。

単位町内会・自治会・連合会が対象で、1町内会当り4台迄が対象となります。

### 4・個人情報保護法・肖像権の管理

本カメラは「安心で安全な街づくり」に向け公共空間を撮影対象とするもので、日常に於けるゴミ出し・除排雪等に関するマナー違反を取り締まる目的には使用しません。

本機は個人情報保護法を監視するもでは有りません。

犯罪が発生した場合のみ警察署署長名の照会時のみSDカードを提供するもので、町内会として個人情報保護法・肖像権侵害にならない様管理監督に万全を期して参ります。

本機設置については補助受ける為には設置場で映像が映る家屋については個別に同意書を頂くことが義務付けされており、後日対象宅を訪問し同意書を頂きにまいります。（同意されない場合は黒塗り設定処理致します）

### 5・SDカードの映像はロックされているか

今回導入予定のカメラは電波を飛ばして映像を入手することは出来ません。

町内会で勝手に取り出し映像閲覧は行いません。

本機は地上4.6メートル更にその先1.2メートル先に設置され通常では抜き取りは難しいです。

SDカードを勝手に抜くと窃盗罪、破損行為で抜き取ることは器物損壊罪となります。

### 6・防犯カメラの管理及び監督は

防犯部がその任に当たり、更に年1回保守点検を実施します。（保守点検は3年間無償）

尚本事業実施に当たっては行政指導で、維持管理基準を作成することとなっております。

### 7・耐用年数及び更新の考えは

耐用年数は5年

設置している所では犯罪が減少している情報もあることから、5年経過後は撤去も視野にその時点で充分審議対応して参ります。

### 8・映像を提供する場合ほどの様な方法か

南警察署署長から町内会会長宛てに捜査関係事項照会書提示があった場合提供します。（一警察官からの照会では映像の提供は出来ません）町内会は即三役会を招集し内容検討の上、提出いたします。

## 9・設置場所は

民有地は使用しなく、北電・NTTの電柱に設置します。

現在北電・NTTと協議中ですがほぼ下記場所予定しています。

- 1・セブンイレブン通り (ブラジュ近辺)
- 2・郵便局通り (郵便局駐車場近辺)
- 3・明治安田生命通り (駐車場近辺)
- 4・遊歩道 (エレガンス近く)

## 10・総会決議が必要では

当町内会の規約で、定期総会は旧・新班長及び代議員参加実施又臨時総会開催の規定は有りません。

この様な状況で本事業設置決定決議を行うことは不十分と考えます。

本事業の性格上全世帯へ書面決議で行うことが望ましいと思いますが、個人情報保護法から町内会では住所氏名名簿がなく可否を問うことは出来ません。

よって今回の質問回覧と致しました。

## 11・防犯カメラの効果は

南警察署に確認した所、設置した町内会では犯罪が減少しているとの回答を受けております。

以上の通り町民の意見及び疑問点を町内会として問題整理致しました。

町内会としてはあくまでも犯罪を抑止し「安心して安全な街づくりで犯罪の無い街」にする為札幌市の助成事業を活用して参りたいと存じます。

本事業は令和2年度で終了することも勘案し是非とも今年度で実施したいと考えておりますので皆様の深いご理解を賜りますようお願い致します。

尚ブロック別班長会議を開催し班長の皆様にご説明した所異論意見はなく賛同を得ております。

以上